

国際判例紹介 (11)

黒海海洋境界画定事件

(ルーマニア対ウクライナ)

(2009年2月3日国際司法裁判所判決)

山本 慎一
(香川大学法学部准教授)

はじめに

本件は、ダーダネルス海峡によって地中海につながった閉鎖海である黒海において、その沿岸国であるルーマニアとウクライナの間で大陸棚と排他的経済水域 (EEZ) の境界画定をめぐる国際司法裁判所 (ICJ) で争われた事件である。本稿では、1で訴訟提起に至る背景と管轄権および適用法規の議論を含めた事件の概要をまとめ、2で判決の概要を整理し、最後に本事件の評価を述べる。

1 事件の概要

本件の境界画定に関する海域は黒海の北西部であり、ドナウ川河口デルタ地帯から東に約20海里 (約37km) の位置にサーパント島 (Serpent's Island) がある。同島は高潮時には水面上にあり、その面積は約0.17km²、外周は約2kmである。

ルーマニアとウクライナの両国は、1997年6月2日に善隣協力条約 (Treaty on Good Neighborliness and Co-operation) を締結した際、同条約の追加協定 (Additional Agreement) を通じて「黒海における大陸棚とEEZの境界画定を合意するための交渉を行う」(追加協定第4項) ことに合意した。境界画定交渉は、「善隣協力条約の発効後3カ月の間、可能な限り速やかに」開始するとされていた (追加協定第4項 (g))。善隣協力条約は1997年10月22日に発効し、境界画定交渉は1998年1月に開始されたが、2004年9月まで24回の交渉および10回の専門家同士の交渉にもかかわらず、境界画定の合意には至らなかった。このような状況の下で、ルーマニアは2004年9月16日に本件紛争に関する訴訟を提起した。な

お、提訴にあたり、ICJには両当事国の国籍裁判官が不在であったため、ICJ規程第31条3項に基づき、ルーマニアは仏国籍のジャン・ピエール・コット (Jean-Pierre Cot) を、ウクライナは米国籍のバーナード・H・オクスマン (Bernard H. Oxman) を、それぞれ特任裁判官 (*ad hoc judge*) として選定している。

(1) 管轄権

ルーマニアは裁判所の管轄権を、ICJ規程第36条1項および善隣協力条約追加協定第4項 (h) に基礎づけた。同協定第4項 (h) は、境界画定交渉が2年以内の合理的な期間内に合意に至らなければ、ルーマニアとウクライナの両国は、国境レジームに関する条約が発効していることを条件に、いずれか一方当事国の要求により、大陸棚およびEEZの境界画定の問題をICJによる解決に委ねるとするものであった。実際には境界画定交渉が6年を経過して合意に至らず、また国境レジームに関する条約は、2003年6月17日に署名され、2004年5月27日に発効しており (Treaty between Romania and Ukraine on the Romanian-Ukrainian State Border Régime, Collaboration and Mutual Assistance on Border Matters、以下、国境レジーム条約)、追加協定第4項 (h) が定めた条件を満たしていることから、両国は裁判所が管轄権を有することには同意している。しかし、管轄権の厳密な範囲については意見を異にしていた。

ウクライナは裁判所の管轄権について、両国の大陸棚およびEEZの境界画定に限定され、他の海域、とくに領海を画定する管轄権はないと主張し、大陸棚とEEZの境界画定の線引きは、両国の領海の外縁から開始されなければならないと主張した。

裁判所は、ウクライナが、ある国の領海と他の国のEEZや大陸棚とを分ける境界線が、国際法の下で存在しえないことを主張しているのではないと考え、実際にそのような線引きは、ICJの最近の海洋境界画定の判決 (2007年カリブ海海洋画定事件 [ニカラグア対ホンジュラス]) によってなされていると指摘する。そして裁判所は、管轄権に関する追加協定第4項 (h) を、その目的と文脈に照らして解釈する必要があると指摘した。そこで裁判所は、善隣協力条約とその追加協定、国境レジーム条約の規定を参照しながら、裁判所の判決は、大陸棚とEEZの境界画定に